

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地						
九州中央リハビリテーション学院	平成18年3月1日	河野文夫	〒860-0821 熊本県熊本市中央区本山3丁目3番84号 (電話) 096-322-2200						
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地						
学校法人立志学園	平成18年3月1日	志垣祥一郎	〒860-0821 熊本県熊本市中央区本山3丁目3番84号 (電話) 096-322-2200						
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士					
医療	医療専門課程	看護学科	平成22年文部科学省認定	-					
学科の目的	本学院看護学科は、教育基本法および学校教育法、並びに保助看法に従い、専門職として必要な知識・技能・態度を教授し、あわせて職業倫理をはじめ豊かな教養と人格を涵養し、保健・医療・福祉の分野に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。								
認定年月日	平成18年3月8日								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は単位数	講義	演習	実習	実験			
3年	昼間	3000	1785	18	1035	0			
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数				
240	231	0人	12	62	74				
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学科試験、実技試験、レポート及び学習状況の総合評価によりにより、60点以上を合格点とする。				
長期休み	■夏季:8月1日～8月31日 ■冬季:12月25日～1月7日 ■学年末:3月5日～3月31日			卒業・進級条件	(進級)各学年の必須科目をすべて履修しそれぞれの科目の試験で60点以上で合格すること。 (卒業)教育課程に定められる全科目履修しそれぞれの科目の試験で60点以上で合格すること。欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。				
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任、学科長による随時個人面談並びに三者面談。またスクールカウンセラーによる面談で学生の状況、状態を把握し、サポートする。			課外活動	■課外活動の種類 学生自治会 福祉施設でのボランティア 地域ボランティア ■サークル活動: 有				
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 医療機関 ■就職指導内容 学科内で就職担当教員と担任と連携し、本人の希望を優先し就職指導を実施 ■卒業者数 65 人 ■就職希望者数 64 人 ■就職者数 64 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 98.5 % ■その他 ・進学者数: ○人 ・○○○○○			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報)				
	(令和2年度卒業者に関する 令和3年5月1日 時点の情報)				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	
					看護師国家試験	(2)	65人	64人	
中途退学の現状	■中途退学者 15名 令和2年4月1日時点において、在学者231名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者216名(令和3年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 学業成績の問題、進路変更、経済的理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 欠席した学生には本人と保護者へ連絡し、状況を共有することで欠席を防ぐ他、随時担任、学科長と面談を実施。メンタル面に関してはスクールカウンセラーを中心としてカウンセリング等を行う。			※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)					
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 入学後、何らかの理由で家計が急変した学生を支援する制度です。経済的に著しく厳しく学納金納付が困難であり、かつ勉学に対する意欲がある者について、一年間の授業料の1割から半額を免除。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載			■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL) 評価団体: リハビリテーション教育評価機構 受審年月: 2019年12月								
当該学科のホームページURL	http://www.kcr.ac.jp/department_ns/								

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本学院が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、病院、企業、大学等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。以下同じ)に活かすことを目的とする。実習先並びに卒業生就職先の病院・施設の中から、業界団体役職員、専攻分野に関する有識者、実務に関し知見を有する役職員に学院の教職員を加え、教育課程編成委員会を編成する。

委員会と連携し、学院の教育目的である「専門職として必要な知識・技術・態度を教授」、「豊かな教養と人格を涵養」、「保険・医療・福祉の分野に貢献する人材を育成」を達成するため、当学院の教育課程のみならず、シラバスや教授方法などについても協議し、それらの改善を図る。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学院長直轄の委員会として、実習先並びに卒業生就職先の病院・施設から、理学療法士、作業療法士、看護師、介護福祉士、学院から学院長、教務部長、事務長、各学科長で教育課程編成委員会を組織。

(1) 業界における人材の専門性等の動向、(2) 国または地域の産業振興の方向性、(3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能、
(4) その他、教育課程の編成に関連する事項について審議し、委員会での指摘事項や提案、意見については、その都度事務長が取りまとめる。

それらの提案や意見は、学院長が招集する運営会議にあげられる。学院長は各学科長等の意見も参考にし、有効と思われる提案や意見については、学院長の判断のもと積極的に導入し、学院の教育内容や教育方法の改善を図る。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
北里 堅二	熊本県理学療法士協会	令和2.4.1～令和4.3.31	①
森 英誌	医療法人社団松下会あけぼのクリニック	令和2.4.1～令和4.3.31	③
筒井 宏益	熊本県理学療法士協会	令和2.4.1～令和4.3.31	①
岸本 稔	医療法人潤心会 熊本セントラル病院	令和2.4.1～令和4.3.31	③
青山 和美	熊本県作業療法士会	令和2.4.1～令和4.3.31	①
浦田 健太郎	医療法人横田会 向陽台病院	令和2.4.1～令和4.3.31	③
前田 ひとみ	国立大学法人 熊本大学	令和2.4.1～令和4.3.31	②
緒方 千代美	医療法人堀尾会 熊本託麻台リハビリテーション病院	令和2.4.1～令和4.3.31	③
石本 淳也	公益社団法人 日本介護福祉士会	令和2.4.1～令和4.3.31	①
土屋 政伸	ヒューマンケア こうしの杜	令和2.4.1～令和4.3.31	③

※委員の種別の欄には、**企業等委員の場合には**、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年9月10日 16:00～17:20

第2回 令和3年3月25日 16:00～17:10

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

- ・1年次における単位未修得者や未修得科目についてや実習後の退学について多くの意見をいただき、学生が授業に集中できる環境の整備、実習後のフォローアップ体制の見直しにを図る
- ・コロナ禍における授業の進捗並びに実習計画について現場の意見をいただき実習における感染防止対策の徹底や事前学習会の実施を行う。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・直内の施設を学習の場所として提供を受けています。

①地域に貢献する看護師の人材育成

②施設における看護の質の向上と活性化をめざす。

実習なくして真に「看護」を理解させることは不可能である。

実習は、学生にとって学内で学んだ基礎的知識・技術・態度を検証し、更に深めていく重要な学習である。

また、その場で出逢う多くの患者や家族、看護師との活きた関わりを通して、学生は人間性を高め、より看護師に近づく自分を実感していく。そしてその貴重な出逢いから、そこでの自分の将来像を描く学生も少なくない。

一方、施設においては、学生を引き受けすることは手数もかかりストレスとなることが多いが、いつもの環境の中に学生が加わらせていただくことで、変化がうまれる。学生は知識を持たないことを武器に様々な疑問や純粋な気づきを投げかける。その声の活用が施設における人的環境の活性化へと発展することも多く、質の向上へと繋がる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

①各領域の看護学演習において施設・講師を依頼し、現状に即した活きた指導の場を設けている。

②実習については、病院、医療・福祉施設(計52施設)において、基礎看護学実習135時間、各領域別実習900時間で実施する。実習前・後に「実習指導者会議」を開き、実習の目的・目標の確認や学生のレディネスを共有し、後には評価とともに意見交換を行い、指導方法の検討や課題を見いだし改善に努めている。

更に、多施設での実習となるため、学習内容や評価に差が生じないように実習指導についても、教員と実習指導者が連携を密にとりながら、対象者や学生の安全を保障し、きめ細やかな指導及び評価を行っている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥期にある母性及び新生児とその家族に応じた看護を実践できる基礎的能力を養う。	人吉医療センター、山鹿市民医療センター、慈恵病院
成人看護学実習	成人期における対象を総合的に理解し、健康障害の段階にあわせて対象および家族に対し看護を実践できる能力を養う。回復期にある対象を理解し、機能障害をもちらながら生活する対象を支援する看護ができる	熊本総合病院、くわみず病院、朝日野総合病院、くまもと県北病院 人吉医療センター
基礎看護学実習	看護学の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解し、専門分野Ⅱ・統合分野に応用できる基礎的知識・技術・態度を習得する。	熊本機能病院、熊本総合病院 くわみず病院 くまもと県北病院 朝日野総合病院 人吉医療センター
老年看護学実習	老年期にある対象とその家族および支える人々を理解し、QOLを維持しながら老化の経過に即した看護を実践するための基礎的能力を養う。	特別養護老人ホームたくまの里介護
小児看護学実習	小児の特徴を総合的に理解し、健康の各段階にある小児及びその家族に看護が展開できる基礎的能力を養う	園いけざわこどもクリニック人吉医療

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本学院の教育目標達成のため、現在就いている職または将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な専攻分野における技術の向上、ならびに指導力の向上を図ることを目的とする。

教員は定期的に病院または施設において研修を実施し、実践的かつ最新の医療現場の動向を把握する。また、医療福祉関連業界や医療福祉教育関連団体の研修会への積極的参加を推進することで専門力の向上を図っている。

また、学院内においてFD(Faculty development)を定期的に実施し、外部講師による講義やワークを行うほか、学院内の学科間の情報共有や交換、他学科の教授方法の紹介や検証など教育力向上に努めている。FDの一環として「熊本県医療人育成総合会議」(主催 肥後医育振興会)への積極的参画も推進している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

第11回熊本県医療人育成総合会議 令和2年11月23日 ウィズコロナ時代の臨床実習

② 指導力の修得・向上のための研修等

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「災害委員会オンライン連携集会」(連携企業等:日本助産師会)

期間:令和2年11月21日(土) 対象:医療関係者

会場:「会議室」「会議室」「会議室」「会議室」「会議室」

内容：災害への備えや災害小分けについて話し合つ

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「熊本県看護教員継続研修」(連携企業等:熊本県看護機関協議会)

期間:令和2年10月24日(土) 対象:看護教員

内容:教員のファシリテーション能力を高める 実践を通したファシリテーションの体験交流

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

「子供計画力ノイノン」又即ち子育ハーモニカ、ナチアリノムツヨイチクノハソを推進する事にてて日本にゆる。

委員会は、地域代表、在校生保護者代表、卒業生代表、専門分野代表から組織する。

自己点検・自己評価を客観的に評価していただき、学院運営の透明性を高めるとともに、自己点検・自己評価そのものの在り方についてもアドバイスいただく。

（速の評価活動を通して、学院の活動を広く社会に理解していただき、そして自己評価による改進と意見をいただきます）

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念 教育目標 沿革
(2)学校運営	特徴 スケジュール カリキュラム
(3)教育活動	教員紹介
(4)学修成果	就職支援
(5)学生支援	施設・設備紹介
(6)教育環境	スクールカウンセラー
(7)学生の受け入れ募集	学納金・学費サポート
(8)財務	資金収支、消費収支、貸借対照表
(9)法令等の遵守	自己点検・自己評価 学校関係者評価
(10)社会貢献・地域貢献	学校の施設等を活用した社会貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者に評価してもらうことの意義は、学校関係者として、業界や本学院を理解していただいたうえで、特有の距離感で評価していただけるところである。本学院の自己点検・自己評価は5点満点方式を採用しており、各評価項目における点数の根拠を説明し、点数の目線を合わせながら評価いただき、次年度の方針設定、目標設定に活かしている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別
三宮 克彦	公益社団法人熊本県理学療法士協会	令和2.4.1～令和4.3.31	企業等委員
田尻陽介	小規模多機能型介護住宅おおづセンターホーム	令和2.4.1～令和4.3.31	企業等委員
津田 恵美	くまもと県北病院	令和2.4.1～令和4.3.31	企業等委員
吉田 一美	向山地区第3町内	令和2.4.1～令和4.3.31	地域
古山 仁	九州中央リハビリテーション学院同窓会	令和2.4.1～令和4.3.31	卒業生
彌 敏彦	九州中央リハビリテーション学院後援会	令和2.4.1～令和4.3.31	教育後援会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()))

URL: <http://www.kcr.ac.jp/information/images/hyouka.pdf>

公表時期: 令和3年5月6日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学院では平成20年度より自己点検・自己評価を実施し、結果をホームページ上で公開している。評価項目や基準は専門学校等評価基準書ver.2.0(私立専門学校等評価研究機構)を使用している。

学校関係者に対する情報提供については、平成26年度に学校関係者評価委員会を設置し、その年度に実施した自己点検自己評価の結果を提供し、その根拠など必要な資料や要求がったデータなどに関してはすべて開示している。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	理念 教育目標 沿革
(2)各学科等の教育	特徴 スケジュール カリキュラム
(3)教職員	教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職支援
(5)様々な教育活動・教育環境	施設・設備紹介

(6)学生の生活支援	スクールカウンセラー
(7)学生納付金・修学支援	学納金・学費サポート
(8)学校の財務	資金収支、消費収支、貸借対照表
(9)学校評価	自己点検・自己評価 学校関係者評価
(10)国際連携の状況	学校の施設等を活用した社会貢献
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)

<http://www.kcr.ac.jp/information/images/jikotenken.pdf>

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科)															
必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
				講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外	兼任			
1	○		論理学	正しい思考の形式や法則を学び、論理的に思考をすすめ、表現できる基礎的能力を身につける。 主張には論証が必要であることを理解し、自分や他者になした主張を批判的に検討する態度を身につける。	1 通	30	1	○		○		○			
2	○		情報科学	情報化社会の中で多種多様な情報から、看護・医療にとってどのようなデータが必要か、情報の収集方法、情報の処理とその活用方法、解釈・分析方法を学び、看護実践や研究に活用できる能力を養う。	1 通	45	2	○	△	○		○			
3	○		生活論	生活の中の衣・食・住の基礎的知識を知り、人間にとての生活の在り方が健康に影響することを学び、その人に応じた生活を整える意義を考えることができる。	1 前	30	1	○		○		○			
4	○		心理学	人間は社会の中で成長・発達し、その人らしさを形成する。人間の行動様式を左右する人格の形成、発達心理、教育心理について学び、人間の行動について理解する。	1 前	30	1	○		○		○			
5	○		社会学	現代社会における様々な社会現象や社会問題を素材にしながら、社会的存在としての人間を理解し、人間と社会構造および生活文化との関係を分析する「社会学」的なものの見方・考え方を身につける。	1 前	30	1	○		○		○			
6	○		人間関係論	人間と人間の生きた関わりにおいて人間の本質、人間の固有性が現れてくる。人間存在と人間関係の本質的な事実を学び、人間関係技法の基礎的知識を養う。	1 通	45	2	○		○		○			
7	○		生命倫理学	医療において求められる人間関係とはどのようなものかを、ケアの問題や自己決定の原理等に基づいて学んでいく。 ターミナル・ケアの問題を通して、医療はいかにあるべきか考える。	1 後	30	1	○		○		○			
8	○		教育学	教育の本質と人間形成における教育の重要性を学び看護者としての教育活動に応用できる基礎的知識を養う。	1 後	30	1	○		○		○			
9	○		英語	組みを学ぶ。具体的な人間関係・状況・場所に応じた英語による口頭コミュニケーション能力を養う。 病気やその症状、また治療について看護関連英語で概観しながら、カルテの読み取りや看護に関する英語の文献	1 通	45	2	○		○		○			
10	○		保健体育	健康づくりにおける運動の意義を主に運動生理学的な立場から理解する。さらに、運動・スポーツを行うにあたって最低限必要な基礎的知識や身体の手入れの方法などを習得し、レクリエーションスポーツや身体トレーニングを行うことを通して、健康づくりのための運動・スポーツを考える。	1 通	45	1	○	△	○		○			

11	○		解剖生理学 I	ひとのからだの成り立ちを系統的に学び、各器官の配置や相互の関係を理解して、臨床医学を学ぶ上での、ひいては看護実践のための基礎知識にする。また、ヒトの胎生期の発達過程を学び、人体の正常構造の理解を深めるのに役立てる。	1 前	30	1	○			○		○	
12	○		解剖生理学 II	人体の機能について系統的に学習し、人体の生命現象を総合的に理解させる。これによって、未知の現象に直面しても、科学的に解釈して適切に対応できる能力を養う。人体の機能を生命を維持するという側面から理解する	1 前	30	1	○			○		○	
13	○		解剖生理学 III	人体の機能について系統的に学習し、人体の生命現象を総合的に理解させる。これによって、未知の現象に直面しても、科学的に解釈して適切に対応できる能力を養う。人体の機能を、生命活動を促進すると言う側面から理解する	1 後	30	1	○			○		○	
14	○		解剖生理学 IV	人間の生活と人体の構造と機能がどのように関連しているのか、解剖生理学を想起し、体表面から身体内部の位置を確認・観察することにより正常な状態を理解し、判断する知識・技術を習得する。	1 後	30	1	○			○		○	
15	○		生化学	生命の基本単位である細胞、ついで生体を構成している物質の種類と構造及び機能を理解する。 人間の生命現象を化学的側面からとらえ、物質交代やエネルギー代謝・遺伝のしくみについて理解する。	1 前	15	1	○			○		○	
16	○		栄養学	人間が日常摂取している栄養物の消化・吸収・代謝機能	1 後	30	1	○			○		○	
17	○		微生物学	微生物の特徴と生体に及ぼす影響を学び、感染予防対策について学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○	
18	○		病理学	人体組織における病的状態の原因・発生機序・経過について学び、疾病における形態と機能の変化について理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
19	○		治療学 I	消化器系、肝臓・胆道・膵臓、代謝・内分泌系の病態（原因・発生機序・経過）及び治療・検査について理解する。	1 後	30	1	○			○		○	
20	○		治療学 II	呼吸器系、循環器系の病態（原因・発生機序・経過）及び治療・検査について理解する	1 後	30	1	○			○		○	
21	○		治療学 III	腎・泌尿・生殖器系、感覚器系の病態（原因・発生機序・経過）及び治療・検査について理解する	2 前	30	1	○			○		○	
22	○		治療学 IV	血液・造血器系、アレルギー・免疫系の病態（原因・発生機序・経過）及び治療・検査について理解する	2 後	30	1	○			○		○	
23	○		治療学 V	脳神経系、運動器系の病態（原因・発生機序・経過）及び治療・検査について理解する。	2 前	30	1	○			○		○	

24	○		治療学VI	対象の状態を正確に把握するため、身体の各部位を触るだけではわからない体内の様子を臨床検査や画像を通して診断する基礎的知識を学ぶ。 1.医療における臨床検査の役割を理解する。 2.適切な検査結果に基づく検査の性質や意義を理解する。	2 前	15	1	○			○		○	
25	○		薬理学	用、人体への影響、及び体内での運命、医薬品の管理に関する基礎的知識を修得する。 罹患頻度が高く薬物治療が主体となる疾患について、病因・病態に基づいた薬物の選択と使用方法に関する基礎的知識を学ぶ。	1 通	45	2	○			○		○	
26	○		公衆衛生学	集団を対象とした健康の保持・増進のための地域・社会集団の組織的保健活動を学ぶ。人間と自然環境・社会環境とのかかわりについて学び、環境保健を理解する。保健統計により健康の指標である公衆衛生の動向を理解する。	2 前	30	2	○			○		○	
27	○		関係法規	看護実践の場において基盤となる法規を学び、専門職業人としての責任と義務を理解する。	2 後	15	1	○			○		○	
28	○		社会福祉	人間の尊厳をおびやかす社会問題への対応として社会福祉活動がある。生活の保障・安定・向上のための制度・活動について学び、社会福祉と医療・保健との関連、医療サービス・支援の中で看護が果たす役割について理解する。	2 前	30	2	○			○		○	
29	○		保健医療論	我が国の医療の歴史と現代医療の諸問題について理解し、医療の中の看護について学ぶ。	1 前	15	1	○			○		○	
30	○		基礎看護学概論	看護の概念、看護の定義とその変遷、看護の目標・対象・機能、保健・医療・福祉における看護の位置づけと役割について理解する。	1 前	30	1	○			○		○	
31	○		共通基本技術I	看護実践に共通して必要な基本的技術について理解する。	1 前	15	1	○			○		○	
32	○		共通基本技術II	看護実践に共通して必要な基本的技術について理解する。	1 通	30	1	○	△		○		○	
33	○		日常生活援助技術I	日常生活援助について理解する。	1 通	30	1	○	△		○		○	
34	○		日常生活援助技術II	日常生活援助について理解する。	1 通	45	1	○	△		○		○	
35	○		生命活動を支える技術	生命活動を支える技術について理解する。	1 通	30	1	○	△		○		○	

36	○		診療に伴う援助技術	診療に伴う援助技術について理解する。	2 通	45	1	○	△		○	○	
37	○		健康障害の経過に伴う看護	健康障害の経過に伴う看護について理解する	2 前	15	1	○			○	○	
38	○		看護過程	看護を展開するための思考過程とその方法を理解する。	1 後	30	1	○			○	○	
39	○		看護研究	これまでに学習した看護学の知識・技術を踏まえ、さらに深めたい看護課題に沿って看護研究の方法を学び、総合的な看護の能力を養う。	3 前	30	1	○			○	○	
40	○		基礎看護学実習 I	看護学の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解し、専門分野Ⅱ・統合分野に応用できる基本的知識・技術・態度を習得する。	1 通	45	1			○	○	○	○
41	○		基礎看護学実習 II-1	看護実践のプロセスを理解し、看護過程を用いて、患者に応じた日常生活援助が実施できる。	2 前	45	1			○	○	○	○
42	○		基礎看護学実習 II-2	看護実践のプロセスを理解し、看護過程を用いて、患者に応じた日常生活援助が実施できる。	2 後	45	1			○	○	○	○
43	○		成人看護学概論	成人期にある対象の身体的・精神的・社会的特徴を把握し、発達段階を踏まえた看護の必要性と役割を理解する。	1 通	30	1	○			○	○	
44	○		機能障害をもつ成人の看護 I	呼吸機能障害・循環機能障害・栄養代謝機能障害に応じた看護を理解する。	2 前	30	1	○			○		○
45	○		機能障害をもつ成人の看護 II	内部環境機能調節・身体防御機能・運動機能障害に応じた看護を理解する。	2 前	30	1	○			○	○	
46	○		急激な身体侵襲を受ける成人の看護	侵襲に応じた生体反応を理解し、それに伴う看護を理解する。	2 前	30	1	○			○	○	
47	○		治癒困難な成人の看護	終末期にある対象を理解し、苦痛の緩和とQOLに対する看護を理解する。	2 後	30	1	○			○	○	
48	○		成人看護学演習	対象の特性、機能障害及び健康レベルに応じた看護の展開を理解する。	2 前	30	1	○	△		○	○	
49	○		老年看護学概論	老年期にある人の身体的・精神的・社会的特徴を理解し、健康の課題から看護の役割について理解する。	1 後	15	1	○			○	○	

50	○		健康障害をもつ老年の看護	老化に伴う健康問題について理解する。 機能障害の程度に応じた看護の役割を理解する。	2 前	30	1	○			○	○	○	
51	○		生活の適応に抜けた老年の看護	健康のレベルに応じ、日常生活の適応に向けた看護実践	2 後	30	1	○			○	○	○	
52	○		老年看護学演習	老年期にある人の看護の展開を理解する。	2 後	30	1	○	△		○	○		
53	○		小児看護学概論	小児の特徴を学び、看護の機能と役割を理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
54	○		小児の健康増進のため看護	健康な小児の保育の必要性や援助方法を学び、健康の維持・増進、疾病の予防と対策について理解する。 小児に起こる健康障害の特徴について理解する。	2 前	30	1	○			○		○	
55	○		小児の健康障害時の看護	小児に起こりやすい健康障害の病態・診断・治療とそれに伴う看護について理解する。	2 前	30	1	○			○		○	
56	○		小児看護学演習	健康障害が小児とその家族に及ぼす影響をふまえて、さまざまな状態にある小児とその家族への看護の展開方法を理解する。	2 後	30	1	○	△		○	○		
57	○		母性看護学概論	母性看護の意義・役割とその対象を理解する。 女性の	1 後	15	1	○			○		○	
58	○		女性の健康増進のための看護	女性のライフサイクル各期の身体的・心理的・社会的特徴を知り、健康問題と必要な看護を理解する。 周産期にある対象の健康状態を理解する。 女性に起こりやすい生殖器の疾病を学び、予防と健康回復のための援助の方法を理解する。	2 前	30	1	○			○		○	
59	○		妊婦・産婦・褥婦の看護	1. 妊婦の生理的变化とその特徴を知り、妊婦とその家族が安全で安楽な分娩の援助を理解する。 2. 産婦の生理的变化とその特性を知り、産婦及びその家族が安全で安楽な分娩の援助を理解する。 3. 褥婦の生理的变化とその特性を知り、産褥経過における援助の方法を理解する。	2 通	30	1	○			○		○	
60	○		母性看護学演習	1. 新生児の生理的機能の特徴を知り、健全な成長・発達に向けた援助を理解する。 2. 母性的看護技術の習得と、褥婦と新生児の健康レベルに応じた看護展開をする能力を養う。	2 後	30	1	○	△		○	○		
61	○		精神看護学概論	精神看護学の位置づけ、精神看護の目的、対象、看護の機能と役割を理解する。	1 通	30	1	○			○	○	○	
62	○		精神の健康維持・増進のための看護	人間の精神の働きや問題、及び疾病や環境が精神の働きに及ぼす影響を理解し、それらに対する適切な援助方法について理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
63	○		精神障害時の看護	精神障害の主な原因、症状、診察と検査、治療、看護を理解する。	2 前	30	1	○			○		○	

64	○		精神看護学演習	精神障害によって影響された生活を整えるための援助の方法を理解する。 精神障害のある対象への看護援助について、事例展開を通して理解する。	2 通	30	1	○	△		○	○		
65	○		成人看護学実習Ⅰ	成人期における対象を総合的に理解し、健康障害の段階にあわせて対象および家族に対し看護を実践できる能力を養う。 回復期にある対象を理解し、機能障害をもちながら生活する対象を支援する看護ができる。	2 後	90	2			○	○	○	○	○
66	○		成人看護学実習Ⅱ	周手術期にある対象の看護ができる。	3 通	90	2			○	○	○	○	○
67	○		成人看護学実習Ⅲ	終末期にある対象を身体的・精神的・社会的および靈的側面から全人的に理解し、苦痛を緩和し、その人らしく生きられる援助ができる。 慢性期にある対象の特徴を理解し、セルフケア確立に向けての援助ができる。	3 通	90	2			○	○	○	○	○
68	○		老年看護学実習Ⅰ	老年期にある対象とその家族および支える人々を理解し、QOLを維持しながら老化の経過に即した看護を実践するための基礎的能力を養う。	3 通	90	2			○	○	○	○	○
69	○		老年看護学実習Ⅱ	老年期にある対象とその家族および支える人々を理解し、QOLを維持しながら老化や健康障害の経過に即した看護を実践するための基礎的能力を養う。	3 通	90	2			○	○	○	○	○
70	○		小児看護学実習	小児の特徴を統合的に理解し、健康的各段階にある小児及びその家族に看護が展開できる基礎的能力を養う。	3 通	90	2			○	○	○	○	○
71	○		母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥期にある母性及び新生児とその家族に	3 通	90	2			○	○	○	○	○
72	○		精神看護学実習	精神の機能に障害のある対象とその家族を理解し、精神の健康を回復するための援助ができる。	2 後	90	2			○	○	○	○	○
73	○		在宅看護論概論	在宅看護の概念・位置づけ、在宅看護のあゆみや在宅看護のしくみ、在宅看護活動について理解し、在宅看護の意義や特徴、またこれから展望を踏まえた在宅看護の課題を理解する。	1 後	15	1	○			○		○	
74	○		在宅看護の展開	在宅看護の活動内容と展開方法を理解する。	2 前	30	1	○			○	○		
75	○		在宅支援技術	在宅で療養・生活する人の日常生活援助及び医療処置に伴う支援技術を習得する。	2 前	30	1	○			○	○	○	

76	○	在宅看護論演習	健康問題を抱えながら在宅で療養・生活する人とその家	2 後	30	1	○	△		○	○		
77	○	看護管理	看護活動が有効に機能するための組織・管理について理解する。	3 前	15	1	○			○		○	
78	○	医療安全	医療の質の保証に関わる看護師として、医療安全の在り方を理解する。	2 前	15	1	○			○	○		
79	○	看護技術の統合	臨床場面で遭遇する対象の状況を踏まえて、既習の看護技術を提供できる能力を習得する。	3 前	30	1	○			○	○		
80	○	災害看護	国や文化を超える、ワールド・ハルな視点から看護の諸問題を捉え理解を深めるとともに、国内外における災害の概念や災害時の健康障害、災害時に必要な看護を提供するための被災者への応急的かつ対応及び継続的	3 後	30	1	○			○	○	○	
81	○	在宅看護論実習	在宅ケアシステムの実際を知り、在宅で看護を必要としている人とその家族に看護援助ができる基礎的能力を養う。	3 通	90	2				○	○	○	○
82	○	統合実習	チームにおける他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーやリーダーを体験し、病院での看護師の役割を理解する。	3 通	90	2				○	○	○	○
合計				82科目			3000単位時間 (98単位)						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	2期
教育課程に定められる全科目を履修し、それぞれの科目の試験で60点以上で合格すること	1学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。